

富士見市とときがわ町との森林整備に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）とときがわ町（以下「乙」という。）は、乙が所有する森林において甲が実施する森林整備に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙が所有する森林において森林整備を実施することにより、森林の保全及び地球温暖化対策の推進と、森林を活用した交流事業等を実施し、甲乙相互の交流の促進を図ることを目的とする。

（協定の対象）

第2条 この協定の対象となる区域（以下「富士見・ときがわ交流の森」という。）は、乙が所有する次の森林とする。

- (1) 所在地 埼玉県比企郡ときがわ町大字大野字橋倉1249番1の一部
- (2) 面積 1.9ヘクタール
- (3) 区域 別紙図面のとおり

（定義）

第3条 この協定における森林整備とは、「富士見・ときがわ交流の森」において、甲乙が協力して実施する皆伐、植林、草刈り及び作業道整備などの森林整備活動並びにこれらに付随して実施する活動をいう。

（森林整備の実施）

第4条 甲は、毎年度、乙と協議の上、「富士見・ときがわ交流の森」において森林整備を実施する。

- 2 甲及び乙は、森林整備を実施するにあたり、年度毎に実施方法及び時期等を定めた計画を協議により策定する。
- 3 甲は、この協定の有効期間内において前項の計画に基づき、予算の範囲内で森林整備を実施する。
- 4 甲は、住民や事業者に対し森林を活用した自然体験を提供するため、甲が認めた者、団体又は事業者に対し、森林整備に係る活動を行わせることができる。
- 5 森林整備を行うために要する費用の負担割合は、甲乙協議の上、決定する。
- 6 乙は、甲が実施する森林整備に協力するものとする。

（付帯事業の実施）

第5条 甲は、森林整備の一環として、住民が植林体験等を通じて環境学習ができるような事業を乙の協力を得て実施する。

- 2 前項の事業の実施に係る日程等の詳細な事項については、甲乙の協議により決定する。
- （相互交流の促進）

第6条 甲及び乙は、「富士見・ときがわ交流の森」を、甲と乙との間の環境分野における交流（観光又は経済分野における交流を併せて行うものを含む。）の場として使用することができる。

- 2 前項の使用に当たって甲及び乙は、それぞれ使用料その他の対価を求めない。
- （二酸化炭素吸収量）

第7条 甲は、この協定による森林整備活動により得られる二酸化炭素吸収量について、埼玉県から森林CO₂吸収量の認証を受け、甲の区域内において発生する二酸化炭素排出量と相殺することができる。

（乙の協力）

第8条 第1条の乙の協力は、次のとおりとする。

- (1) 甲が行う森林整備活動に関すること
 - (2) 甲が行う埼玉県への森林CO₂吸収量認証申請等の事務手続きに関すること
 - (3) 付帯事業の実施及び相互交流の促進に関すること
 - (4) その他第1条の目的を達成するために必要なこと
- （区域の管理）

第9条 「富士見・ときがわ交流の森」の管理は、甲乙が相互に連携を図りながら、協力して行うものとする。

- 2 甲及び乙は、「富士見・ときがわ交流の森」において工作物の設置又は撤去その他の現状の変更をしようとするときには、甲乙で協議の上、実施するものとする。
- （植林又は育成された立木、伐採した木材の所有権及び取扱い）

第10条 この協定により植林又は育成された立木及び伐採した木材の所有権は、乙に帰属する。

- 2 乙は、協定期間内において、やむを得ない理由により植林した立木を伐採又は譲渡しようとするときは、あらかじめ、甲と協議するものとする。
- 3 天災その他甲及び乙の責めに帰することができない事由によって立木の生育に支障を来した場合の当該立木の取扱いについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、令和6年8月8日から令和14年3月31日までとする。

- 2 甲及び乙は、前項の有効期間の満了後も引き続きこの協定を継続しようとするときは、当該有効期間の満了前に、甲乙協議の上、改めて所要の手続きをとるものとする。

（協定の変更又は廃止）

第12条 この協定を変更し、又はこの協定を前条の有効期間の中途において廃止しようとするときは、甲乙の合意によらなければならない。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定成立の証として、本書2通を作成し、甲乙が署名押印の上、各々1通を保管する。

令和6年8月8日

甲 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1
富士見市

富士見市長 星野光弘

乙 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川2490番地
ときがわ町

ときがわ町長 渡邊一美

